

サイバー犯罪

【1】サイバー犯罪とは？

サイバー犯罪とは、「コンピュータ技術および電気通信技術を悪用し行われた犯罪」を指す。特徴としては、匿名性が高く、また犯罪が行われたという痕跡が残りにくいという点が挙げられる。

また、分類として、以下の三種に分類できる。

コンピュータ犯罪

例として、「金融機関のオンライン端末を不正操作する、他社のホームページを改ざんする」など。

ネットワーク利用犯罪(上記 以外のコンピュータ・ネットワークをその手段として利用した犯罪)

例として、特定個人の誹謗中傷をホームページに掲載する、インターネットを利用した詐欺など。

不正アクセス行為による犯罪

不正アクセス行為とは、コンピュータのネットワーク上で他人の識別符号(ID、パスワード等)や特殊な情報等を入力することにより、他人のコンピュータに侵入する行為をいう。これを不正に行い、他者のデータを使う犯罪が当てはまる。例としてオンラインゲームの不正ログインがある。

【2】立法経緯および立法事実

【1】の 犯罪類型に対応するため、平成15年3月24日に開催された第140回制審議会において、諮問第63号の調査審議のため、新たに設置された刑事法(ハイテク犯罪関係)部会において刑法および、刑事訴訟の手続きに関する法改正に対する審議が行われた。

その中で審議が行われ、法整備を行うのが正当とされた点をまとめると

- (1) 人の利用する電子計算機を不正な動作をさせ、電磁的記録を作成及び提供したものは3年以上の懲役もしくは50万円以下の罰金となった。
- (2) 差し押さえるものが電磁的な記録であれば、他の記録媒体に移転し保存することや、印刷を行うことが許されることとなった。
- (3) 捜査を行うときはインターネットプロバイダーに対して、通信の履歴の特定を行い、その特定された履歴を、90日間消去しないように求めることができる。

また、【1】の 犯罪類型に対応する処罰を定めたものとして不正アクセス禁止法がある。この法律により、他人のIDを入力し、そのIDを用いて何らかの行為を行った者は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、またそのIDを不正に他者に提供したものは30万円以下の罰金が課されることとなった。

【3】論点

論点 1

従来の法律では、不正アクセス行為は、データの改ざんや消去などの具体的な行為を伴わない場合には、なんら罰する法律がなかったが、近年のコンピュータと通信技術の急速な発展に伴いコンピュータ犯罪が複雑化かつ国際化しているという事情から、日本でも1999年に不正アクセス行為の禁止等に関する法律（以下、不正アクセス禁止法）が成立した。

この法案作成段階では捜査の便宜のため「ログの保存」を義務付けるかが問題点となったが、最終的にはプライバシー保護の観点からログの一律保存は義務付けられないこととされた。しかし、犯罪捜査の観点からは改正すべきだという意見も根強く残っている。

一方では同年、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下、通信傍受法）が、「通信の秘密」を侵害するという強い批判を受けつつも、制定された。これは、犯罪捜査が個人のプライバシーよりも優先されたといえる。

このように、サイバー犯罪では犯罪捜査の便宜を優先すべきか、個人のプライバシーを保護すべきなのかで論争が起きているが、はたして犯罪捜査のためとはいえ個人のプライバシー権を制約することはできるのだろうか。考えてみてください。

<不正アクセス禁止法に関して>

郵政省案（個人情報保護を重視する観点）

- ・ログの保存についてはインターネット・プロバイダなどの自主的判断に任せるべき。
- ・一定期間後のログの消去を義務付けていることに関しては、場合によっては結局業務上の支障を生じる。

警察庁案（刑事的な観点）

- ・一律3か月の保存と捜査機関への提出が義務付けられる。
- ・すべての内容を保存するのではなく、限定するため負担は抑えられる。

<論点となるべき点>

- ・ログは電気通信事業法にいう「通信の秘密」（同法4条）にあたるのではないか。
- ・ログは容易に修正できるため、証拠能力に疑問がある。

<通信傍受法に関して>

賛成派

- ・組織犯罪には電気通信が犯罪隠ぺいに多用されているため効果的である。
- ・傍受できる内容には基準を定めているため、「通信の秘密」にも配慮している。
- ・諸外国でもすでに認められている。

反対派

- ・傍受する内容を事前に特定することは実際は困難であり、該当性判断のために無差別な

傍受が行われるのではないか。

- ・事前盗聴や事後通知といった制度は警察の権限乱用につながる恐れがある。
- ・各国にはそれぞれの犯罪形態があり、それに対する対応策も一律ではない。
- ・本当に効果があるとは疑わしい。

論点 2

近年、子どもに関わるサイバー犯罪の相談件数が増加している。それを受け、昨年「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が成立し、今年の4月より実際に施行されている。

この法律は、青少年をインターネット上の悪質なトラブルから防ぐことを目的としており、フィルタリングサービスによる有害サイト閲覧規制が主な内容となっている。内閣府では、推進体制を積極的に整えている一方で、知識人やネットユーザーを中心として、これを「過度にパターナリスティックな干渉」として危険視する声やインターネット検閲へつながる恐れがあると危惧する声も上がっている。

そこで、青少年のサイバー犯罪関与を防ぐために、のインターネット閲覧に規制を設けることの妥当性について話し合って貰いたいと思います。

青少年インターネット環境整備法の概要

同法は、子どもたちが安全かつ安心してインターネットを利用できる環境づくりを目指すものである。それを実現するべく

青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる

フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する

民間の関係者の自主的・主体的な取組を政府が支援する

という三つの指針が掲げられており、内閣府共生社会政策中の青少年育成施策の一環として、広報・啓発・調査研究活動が行われている。

- ・この法律における「青少年」とは、18歳未満を指す(2条1項)
- ・この法律における「有害情報」の例示(2条4項)

- 一、 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
- 二、 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
- 三、 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

・青少年と携帯電話インターネット接続契約を締結する際、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう、携帯電話会社に義務づける(17条)

但し、保護者が利用しない旨を申し出た場合は保護者の意向に従う

・青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを原則として提供するよう、プロバイダに義務づける（18条）

但し、利用者からの要請があった場合に限られる

・サーバー管理者に対し、青少年有害情報について青少年による閲覧ができないようにするための措置をとる努力義務の規定（21条）

立法の経緯

インターネットの普及に伴い

・サイバー犯罪（とりわけ青少年の関与する犯罪）の増加

・インターネット空間に対する国民の不安の高まり

が指摘され、インターネット社会におけるルールの創設が論じられることとなった。

2002年

「児童の性的搾取に関する世論調査」の実施

調査対象は全国の15歳以上の者5,000人、有効回収数は3,247人（64.9%）

調査員による個別面接聴取にて調査

2005年

青少年のインターネット利用による犯罪の発生（資料参照）を受け、政府（第二次小泉改造内閣）各省庁、内閣官房課長級による会議を開催。ホームページや有害情報の監視のあり方などについて検討され、インターネット上のルールを制定する必要性があるとの結論に至る。総務省による各種委員会・研究会の創設

2006年

警察庁においても研究会創設

パブリックコメントを鑑みた総務省研究会の最終報告

2007年

「有害情報に関する特別世論調査」の実施

2008年

自民・民主両党の法案取りまとめ

衆議院の青少年問題に関する特別委員会における了承を受け、衆議院本会議にて全会一致で可決、

参議院本会議においてもほぼ全員の賛成により可決・成立（票総数：234 賛成票：233 反対票：1）

2009年（平成21年）4月1日より施行

同法施行に際する具体的な指針決定のための検討会は、2008年-2009年の間で4回開会

「有害情報」とは何か

自民党法案では、**国が指定した機関**(指定フィルタリング推進機関)が有害情報の内容を規定することとなっており、国による情報統制や表現の自由の侵害などが懸念されていた。

民主党法案は、有害情報の内容については例示に留め、民間の自主的な対応を求めるものであった。具体的には、サイト開設者、ISP、国および地方公共団体がそれぞれ、子供が安心してインターネットを利用できるよう努力することを求めている(ただし罰則はない)。

6月11日に成立した法案では「**登録制の民間第三者機関であるフィルタリング推進機関**」とされており、実質、民主党案が採用された形となる。

結局、何が有害については**法案にも例示しかなく**、登録制の民間第三者機関であるフィルタリング推進機関が、どれだけ関係する企業、団体、ユーザーに不満の残らない**レーティング**を行なえるかが注目されている。

登録制の民間第三者機関

モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)を指す。

青少年の発達段階に応じた主体性を確保した上での受信者の保護育成を目的とし、フィルタリング方式の公正性・透明性・多様性を確保するために設立された第三者機関であり、2008年8月よりコミュニティサイトを対象として認定を行っており、すでに25サイトが認定を受けている。認定を受けたサイトは、フィルタリングによる一律なブラックリスト指定を受けない。

レーティングとは

フィルタリングの手法の一種。ホームページを一定の基準で事前に格付けや分類(暴力/アダルト/...etc)しておき、情報受信者がそのレーティング結果を利用して、自らの価値判断でフィルタリングを行う方式。情報発信者が自ら格付けする『セルフレーティング』と第三者が格付けする『第三者レーティング』がある。

他のフィルタリングの手法としては

ホワイトリスト：優良サイトのリストを作成し、リスト外のサイトへのアクセスを遮断

ブラックリスト：有害サイトのリストを作成し、リスト中のサイトへのアクセスを遮断があり、携帯大手3社では、ホワイト/ブラックの両方を採用している。

指摘されている問題点

インターネット社会への影響について

- ・インターネット全体の自由度の低下や、それに伴う情報量の激減
- ・青少年のみならずインターネット全般の検閲へ発展する可能性がある

フィルタリングについて

- ・フィルタリング技術の未成熟さ(表面的な使用語彙などでフィルタリングを行うため、有

害でないサイトを有害にするなど、実質的なフィルタリングが行われない可能性)

Ex. カンボジアの児童買春を社会問題として取り上げた記事を書いたところ、「買春」「売春」という文字から自動的に有害指定をなされ、公立学校や自治体のネットからアクセス制限された事例

有害か否かの判断を第三者機関が行うことについて

- ・明確な基準を設けられないネット規制においては、どちらにしても独裁のおよび主観的な評価になる恐れがあり、客観性に欠ける。
- ・判断を行うのは第三者機関だが、少なくとも国が関与しているため、検閲にあたる。
- ・すべてのサイトについて、実質的な害悪性の有無を検討することは不可能であるから、不合理な規制がなされるのではないか。

青少年の定義について

- ・18歳未満の者を対象にすると、中高生と社会人を一律に規制の対象とってしまうことになる。
- ・対象者を年齢で決定することで、個人の精神的な成熟度を無視することとなる。

青少年への影響について

- ・「フィルタリングをかければ大丈夫」という認識が広まれば、メディアリテラシーの教育が後退してしまうのではないか。
- ・情報の取捨選択を自ら行う機会が奪われ、判断力や主体性の育成が行われず、精神的に未成熟なまま成長してしまうのではないか。

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会での議論

能力別フィルタリングの導入について

- ・個々の子どもの能力測定を行い、能力に応じてフィルタリングを適切にかけるという取り組みを行うことのできる技術を開発すべきだ。
- ・能力測定のような制度を作っても、今時の子供は診断テストにうまく順応するだろうから、徒にフィルタリングを外させることとなり意味がない。まずは、情報リテラシー教育の強化、親子の対話を重視すべき。

情報リテラシー教育について

- ・教職員免許を取得者に、情報通信技術の活用及び情報モラルを指導する能力獲得を義務付けることにしてはどうか
- ・教師のレベルを上げるだけでなく、すぐに専門家に相談できる体制を構築することも重要

参考資料(論点 1)

【平成20年のサイバー犯罪の検挙件数】

| 年 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | 前年比増減 | |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|
| 不正アクセス禁止法違反 | 142 | 277 | 703 | 1,442 | 1,740 | + 298 | (+ 20.7%) |
| コンピュータ・電磁的記録対象犯罪 | 55 | 73 | 129 | 113 | 247 | + 134 | (+ 118.6%) |
| 電子計算機使用詐欺 | 42 | 49 | 63 | 74 | 220 | + 146 | (+ 197.3%) |
| 電磁的記録不正作出・毀棄等 | 8 | 17 | 56 | 34 | 20 | - 14 | (- 41.2%) |
| 電子計算機損壊等業務妨害 | 5 | 7 | 10 | 5 | 7 | + 2 | (+ 40.0%) |
| ネットワーク利用犯罪 | 1,884 | 2,811 | 3,593 | 3,918 | 4,334 | + 416 | (+ 10.6%) |
| 詐欺 | 542 | 1,408 | 1,597 | 1,512 | 1,508 | - 4 | (- 0.3%) |
| 児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春) | 370 | 320 | 463 | 551 | 507 | - 44 | (- 8.0%) |
| 児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ) | 85 | 136 | 251 | 192 | 254 | + 62 | (+ 32.3%) |
| 青少年保護育成条例違反 | 136 | 174 | 196 | 230 | 437 | + 207 | (+ 90.0%) |
| 出会い系サイト規制法違反 | 31 | 18 | 47 | 122 | 367 | + 245 | (+ 200.8%) |
| 商標法違反 | 82 | 109 | 218 | 191 | 192 | + 1 | (+ 0.5%) |
| わいせつ物頒布等 | 121 | 125 | 192 | 203 | 177 | - 26 | (- 12.8%) |
| 著作権法違反 | 174 | 128 | 138 | 165 | 144 | - 21 | (- 12.7%) |
| その他 | 343 | 393 | 491 | 752 | 748 | - 4 | (- 0.5%) |
| 合計 | 2,081 | 3,161 | 4,425 | 5,473 | 6,321 | + 848 | (+ 15.5%) |

※ その他には、名誉毀損、脅迫、覚せい剤取締法違反等の薬物事犯、銃砲刀剣類所持等取締法、売春防止法等の違反がある。
 ※ ネットワーク利用犯罪の定義
 犯罪の構成要件に該当する行為についてインターネット等を利用した犯罪又は構成要件該当行為でないものの、犯罪の実行に必要不可欠な手段としてインターネット等を利用した犯罪をいう。

【不正アクセス関連法制の国内法案と主要各国の立法例】

| | | 法律 | ログの保存義務 |
|----|------|-----------------------|----------------|
| 国内 | 警察庁案 | 行政法(「不正アクセス対策法」を新規立法) | あり(特定電子計算機) |
| | 郵政省案 | 行政法(電気通信事業法等既存法の改正) | なし(郵政省が指針、勧告) |
| 国外 | 英国 | 1990年「コンピュータ不正使用法」 | なし |
| | 米国 | 連邦刑法典(政府への侵入のみ) | なし(事件発生後の強制あり) |
| | ドイツ | 刑法 | なし |

日経新聞朝刊 1998.12.21(一部改変)

参考資料(論点2)

青少年のインターネット利用による犯罪の例

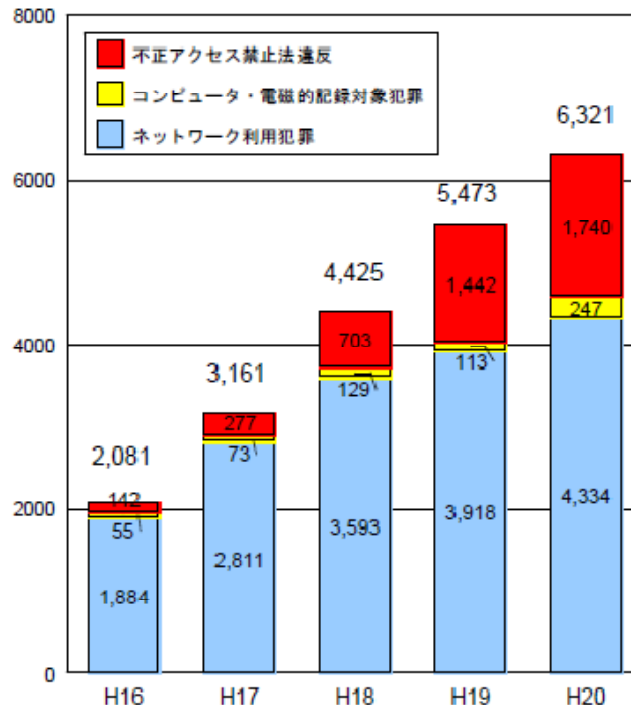
・光高校爆発物事件

2005年6月10日、授業中の教室に爆竹のようなものを入れ、点火された瓶が投げ込まれた。瓶の爆発により生徒ら53人が負傷、瓶を投げ込んだ別のクラスの生徒が傷害の現行犯で逮捕されたという事件。その後の調べで、少年が爆発物の作り方をインターネットで調べたと供述したことから、インターネットの危険性を強調するマスコミの報道が過熱した。

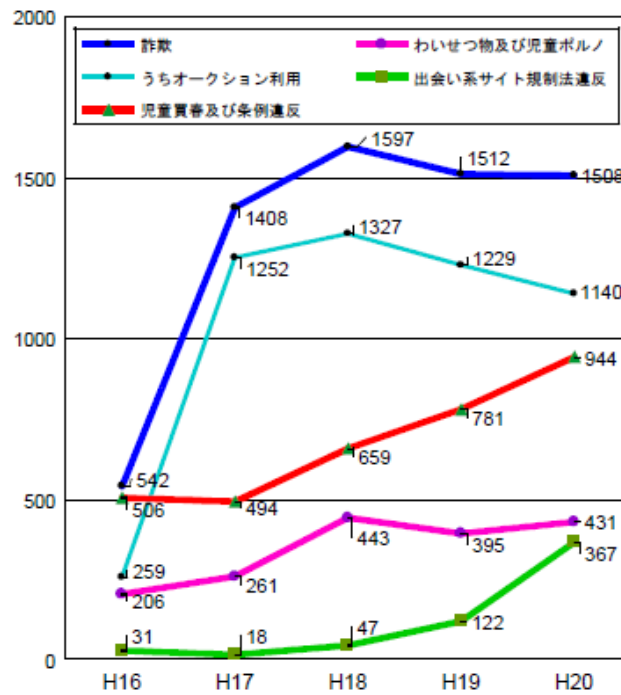
・16歳の少年がオンラインゲームへ不正アクセス

平成19年10月4日から10月6日にかけて、オンラインゲーム会社が管理するサーバコンピュータに、他人のID・パスワードを無断で使用し、不正アクセスするなどして、ポイント購入画面を改ざんし、同ゲーム内で使用できる仮装通貨約3,600万ポイント(約3,600万円相当)をだまし取った16歳の少年を逮捕した事例

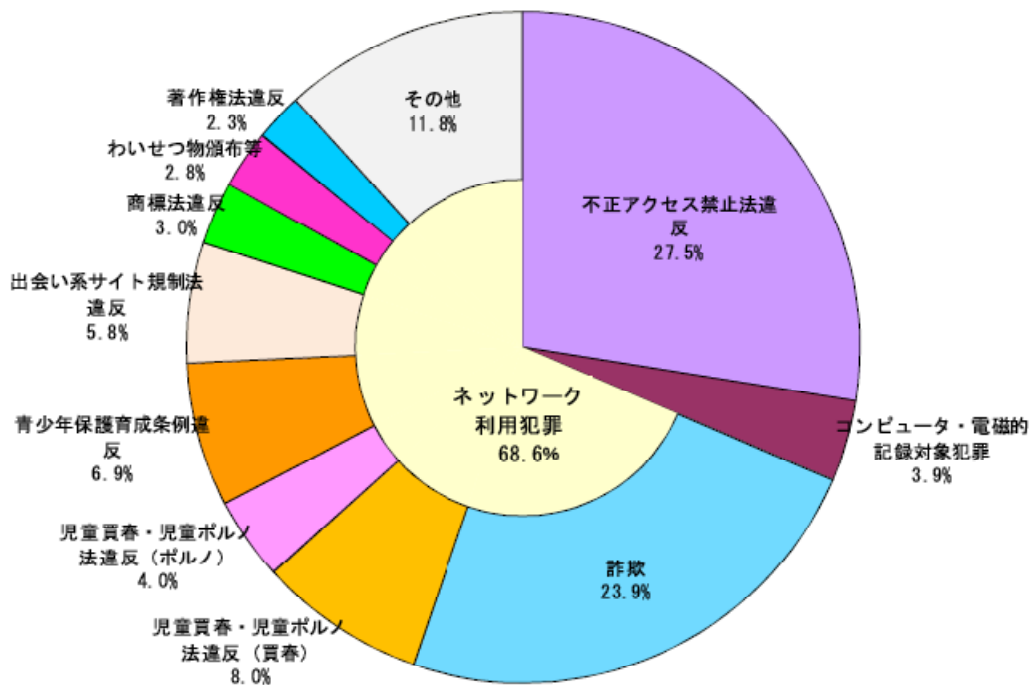
検挙件数の推移



ネットワーク利用犯罪の内訳



2 サイバー犯罪の罪名別割合



(注) 比率は四捨五入しているため合計が100にならない。

図4 不安になる場所

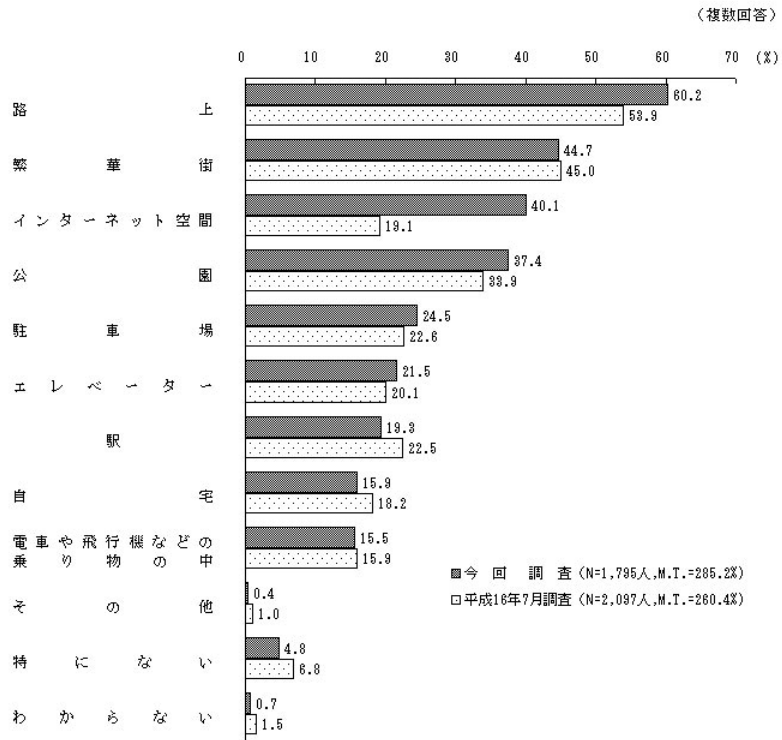


図9 フィルタリングの認知度

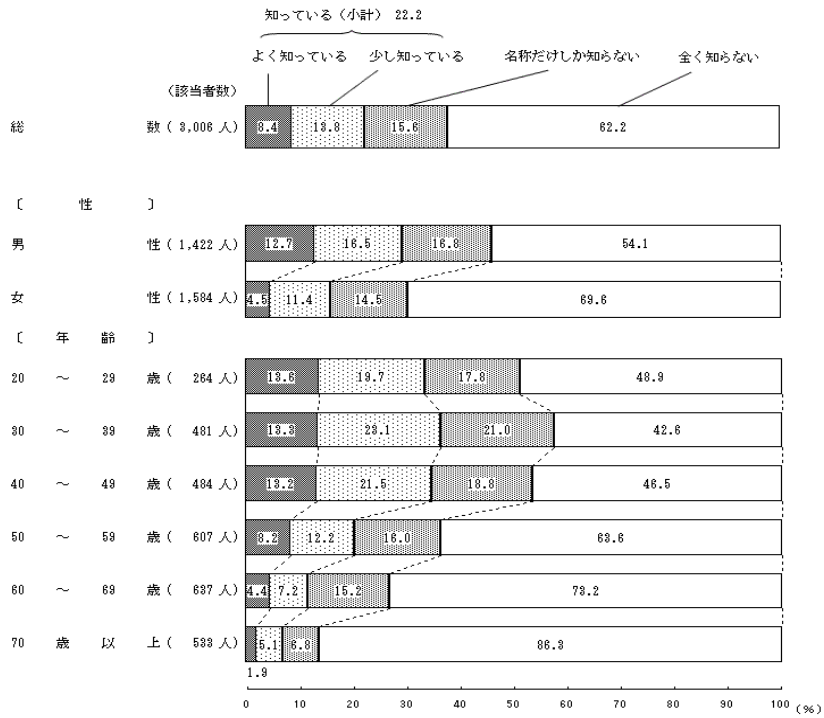
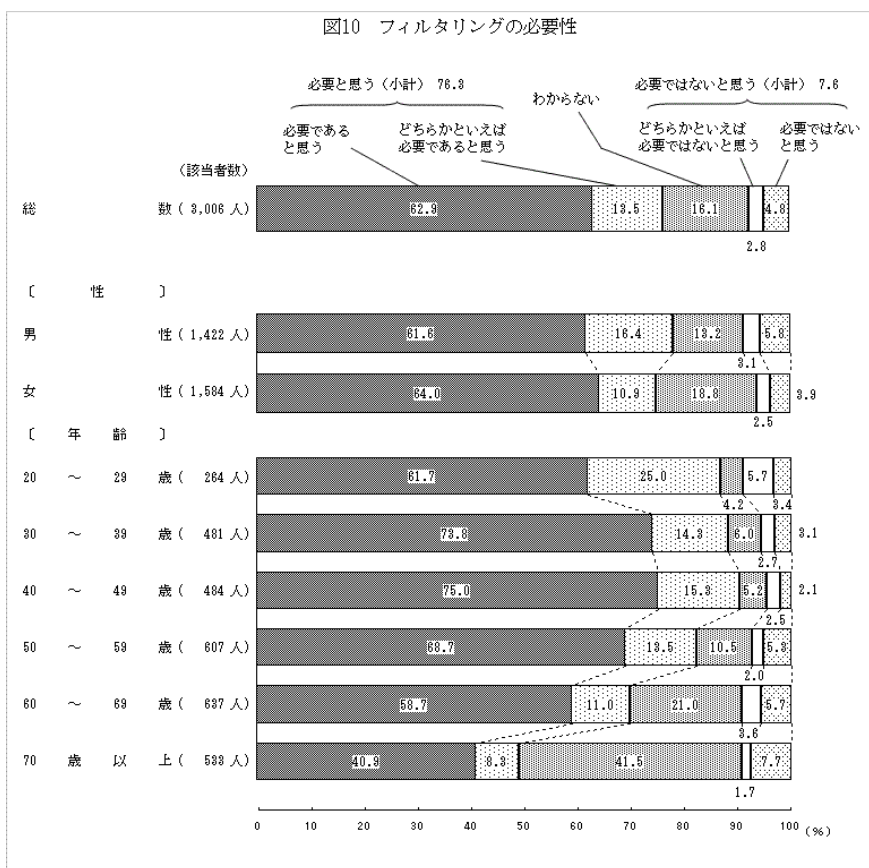


図10 フィルタリングの必要性



参考

H19 内閣府「インターネット上の安全確保に関する世論調査」(図9,10)

<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-inter/index.html>

h18 内閣府「治安に関する世論調査」(図4)

<http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-chian/index.html>

H20 警察庁サイバー犯罪対策「サイバー犯罪の検挙件数状況等について」(カーグラフィ)

<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h20/pdf46.pdf>

内閣府 青少年の安心なインターネット利用環境整備に向けた施策の推進 HP

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

子どものインターネット利用規制について思うこと(早稲田塾公式 HP ブログより)

http://www.wasedajuku.com/wasemaga/unipro-note/2008/05/post_127.html

特別コラム - 警察の最新データで見る、子どもをめぐるインターネット犯罪事情 -

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20070725/278302/>

Wikipedia-「青少年ネット規制法」「通信傍受法」

Yahoo!百科事典-通信傍受法

社団法人情報サービス委員会

インターネット事件と犯罪をめぐる法律.2000.オーム社